

令和5年度高知県漁業就業者確保委託事業仕様書

第1 事業の主旨

本事業は、漁業者の減少や高齢化が進む中、新規漁業就業者を確保するため、関西及び県内での漁業就業フェアの開催や関西の専門学校での漁業就業セミナーの開催等に取り組むことで、漁業就業希望者の増加に繋げることを目的とする。

第2 事業内容

1 関西での漁業就業フェアの開催

関西で漁業就業フェアを以下のとおり開催すること。

(1) 開催の実施時期・回数

令和5年9月に1回開催することとし、開催日時については一般社団法人高知県漁業就業支援センター（以下「センター」という。）と協議のうえ決定すること。

(2) 開催会場

ア 会場は大阪府大阪市とし、100名程度収容できる会場とすること。

イ 会場は、梅田駅等の大規模な駅の周辺にあり、来場しやすい場所とすること。

ウ オンラインの活用や新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じることができるところとすること。

エ 会場のレイアウトは受託者の提案をもとに、センターと協議のうえ、決定すること。

オ 会場スタッフは、フェア用に作成したオリジナルTシャツを着用すること。

カ 会場内は大漁旗や高知家ののぼり旗等で装飾し、高知県らしさを演出すること。

(3) 就業相談

県内の漁業経営体による就業相談を以下のとおり実施すること。

ア 会場内には漁業経営体やセンター等が来場者の就業相談等に応じるための個別ブースを設置すること。

イ 県内の雇用型漁業（定置網漁業や中型まき網漁業等）の漁業経営体に対して出展の希望の有無を確認し、一覧表に整理してセンターに報告すること。

ウ 出展する漁業経営体を13社以上集めることとし、出展に向けて漁業経営体との連絡・調整を行うこと。

エ 当日会場に来られない漁業経営体等向けに、オンライン相談ブースを設置すること。

オ 就業相談の実施にかかる費用は全て受託者が負担することとし、出展する漁業経営体に対しては旅費の補助として、1経営体あたり2万円を支払うこと。

カ 受託者は就業相談の内容を記載するための様式を作成し、出展者に配布するとともに、フェアに対する意見等を把握するためのアンケート調査を来場者及び

出展者に実施すること。フェア終了後には、結果の写し及びその結果を一覧表に整理したものをセンターに提出すること。なお、それらの内容については、センターと協議のうえ、決定すること。

キ アンケートを記載した来場者に対し、高知県産水産加工品をプレゼントすること。その際、アンケートの記載の有無を確認のうえ、記入漏れがないようにすること。

(4) VR 動画等による本県漁業の PR

ア 支援制度や経営体のパンフレットを展示紹介する高知県漁業情報コーナーを設置すること。

イ 県内の漁業を紹介する VR 動画の視聴を以下のとおり実施すること。

(ア) センターが所有する 7 漁業種類（かつおの一本釣りや養殖業など）の VR 動画をそれぞれ視聴できるよう 7 ブース設置すること。

(イ) 7 ブースにおいては、視聴に必要な VR ゴーグルを用意すること。

(ウ) 来場者に対して県内漁業を PR するためのモニターを用意することとし、モニターで放映する内容についてはセンターと協議のうえ決定すること。

(エ) VR 動画の視聴やモニターでの PR 等にかかる費用は全て受託者が負担すること。

(5) WEB ページの制作・発信

フェアへの集客を図るための WEB ページを以下のとおり制作すること。

ア フェアの開催内容や本県漁業の魅力等を掲載した訴求力のある WEB ページを制作し、情報発信を行うこと。

イ 閲覧者数等についてセンターに報告すること。

ウ 本 WEB サイトは、契約期間である令和 6 年 3 月 29 日まで閲覧可能な状態にすること。

エ WEB ページの制作・発信等にかかる費用は全て受託者が負担すること。

(6) 集客

本県漁業の就業に関心をもった者を 50 名以上集客すること。

(7) 広報

関西圏を主要エリアとした広報を展開し、本県漁業への興味とフェアへの認知を喚起すること。

ア 独自性とインパクトを備えたキービジュアルを起用し、広報に活用すること。

イ 漁業への就業を希望する者の属性（海が好き、釣りが好き）を調査・分析し、検索エンジンにおいて、リスティング広告及びディスプレイ広告を行うこと。

ウ 関西圏で効果的な新聞媒体にて、フェアの効果的な広報を行うこと。

エ フェア開催前の 1 か月間、Osaka Metro の全路線及び全車両において、ポスター広告を掲載すること。

- オ 駅構内のデジタルサイネージを活用し、インパクトのある効果的な広報を実施すること。
- カ A4 チラシ 10,000 部を制作し、高知県大阪事務所、関西の高知家の魚応援の店及び水産高校、専門学校、大学、釣具店、サーフショップ等に送付すること。
- キ その他、50 名以上を集客するために必要な広報を行うこと。

(8) その他

フェア終了後は就業相談や集客結果を分析し、書面（任意様式）に整理したものをフェア開催日から 30 日以内にセンターに提出すること。

2 関西の専門学校等での漁業就業セミナーの開催

関西の専門学校等での漁業就業セミナーを以下のとおり開催すること。

(1) 対象校の選定

- ア 関西の動植物や釣りに関係する専門学校を対象に開催すること。
- イ 対象校については、センターと協議のうえ選定すること。
- ウ 受託者は対象校に対して、セミナーを開催する趣旨を説明し、対象校の了解を得ること。
- エ 受託者は、対象校に確認のうえ、就職活動を実施中又はこれから就職を検討する学生を対象とすること。

(2) 開催の実施時期・回数

令和 5 年 9 月までに 4 校でそれぞれ 1 回以上開催することとし、開催日時についてはセンターと協議のうえ決定すること。

(3) セミナー内容

- ア セミナーの開催内容やレイアウトは対象校の意向を確認し、センターとの協議のうえ決定すること。
- イ セミナーは本県漁業への就業を促すような内容で実施すること。
- ウ センターと協議のうえ、必要に応じて漁業現場の内容を説明する者を漁業経営体等から選定すること。
- エ セミナーの開催にかかる費用は全て受託者が負担することとし、漁業経営体等が参加する場合は、旅費の補助として、1 セミナーあたり 4.8 万円を上限に支払いすること。
- オ オンラインの活用や新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じること。
- カ セミナー終了後、参加者に対してアンケートを実施し、結果を一覧に整理したものをセンターに提出すること。

3 一般社団法人高知県 UI ターンサポートセンターと連携した漁業就業セミナー及び相談会の開催

一般社団法人高知県 UI ターンサポートセンターと連携したオンラインでの漁業就業セミナー及び相談会を以下のとおり開催すること。

(1) 開催の実施時期・回数

令和5年7月までに1回開催することとし、開催日時についてはセンターと協議のうえ決定すること。

(2) 開催内容

- ア Zoom や Youtube 等を活用したオンラインでの漁業就業セミナーを開催すること。
- イ 漁業就業セミナーでは、漁業の魅力や移住に関する情報を発信することとし、受託者は効果的な実施内容をセンターに提案し、センターと協議のうえ決定すること。
- ウ セミナーが効果的かつスムーズに実施できるよう司会を選定・配置すること。
- エ セミナー及び個別相談会の開催にかかる費用は全て受託者が負担すること。
- オ セミナーでは、前述の関西での漁業就業フェアへの来場に繋がるよう情報提供を行うこと。

(3) 視聴者

本県漁業への関心がある視聴者を30名以上確保すること。

(4) 広報

- ア 関西を主要エリアとしてセミナーの開催を広報すること。
- イ 漁業への就業に関心がある者に対して効果的にセミナーの開催を広報できるよう、検索エンジンにおいてリスティング広告及びディスプレイ広告を行うこと。

4 県内での漁業就業フェアの開催

県内での漁業就業フェアを以下のとおり開催すること。

(1) 開催の実施時期・回数

令和5年8月に1回開催することとし、開催日時についてはセンターと協議のうえ決定すること。

(2) 開催会場

- ア 会場は高知市内とし、100名程度収容できる会場とすること。
- イ 来場しやすいように会場又は近隣に、無料又は有料の駐車スペースを十分に有する会場とすること。
- ウ オンラインの活用や新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じること。
- エ 会場のレイアウトは受託者の提案をもとに、センターと協議のうえ、決定すること。
- オ 会場スタッフは、フェア用に作成したオリジナルTシャツを着用すること。

カ 会場内は大漁旗や高知家ののぼり旗等で装飾し、高知県らしさを演出すること。

(3) 就業相談

県内の漁業経営体による就業相談を以下のとおり実施すること。

ア 会場内には漁業経営体やセンター等が来場者の就業相談等に応じるための個別ブースを設置すること。

イ 県内の雇用型漁業（定置網漁業や中型まき網漁業等）の漁業経営体に対して出展の希望の有無を確認し、一覧表に整理してセンターに報告すること。

ウ 出展する漁業経営体を7社以上集めることとし、出展に向けて漁業経営体との連絡・調整を行うこと。

エ 就業相談の実施にかかる費用は全て受託者が負担すること。

オ 受託者は就業相談の内容を記載するための様式を作成し、出展者に配布するとともに、フェアに対する意見等を把握するためのアンケート調査を来場者及び出展者に実施すること。その際、アンケートの記載の有無を確認のうえ、記入漏れがないようにすること。

カ フェア終了後には、結果の写し及びその結果を一覧表に整理したものをセンターに提出すること。なお、それらの内容については、センターと協議のうえ、決定すること。

(4) VR 動画等による本県漁業の PR

ア 支援制度や経営体のパンフレットを展示紹介する高知県漁業情報コーナーを設置すること。

イ 県内の漁業を紹介する VR 動画の視聴を以下のとおり実施すること。

(ア) センターが所有する7漁業種類（かつおの一本釣りや養殖業など）の VR 動画をそれぞれ視聴できるよう7ブース設置すること。

(イ) 7ブースにおいては、視聴に必要な VR ゴーグルを用意すること。

(ウ) 来場者に対して県内漁業を PR するためのモニターを用意することとし、モニターで放映する内容についてはセンターと協議のうえ決定すること。

(エ) VR 動画の視聴やモニターでの PR 等にかかる費用は全て受託者が負担すること。

(5) WEB ページの制作・発信

フェアへの集客を図るための WEB ページを以下のとおり制作すること。

ア フェアの開催内容や本県漁業の魅力等を掲載した訴求力のある WEB ページを制作し、情報発信を行うこと。

イ 閲覧者数等についてセンターに報告すること。

ウ WEB ページの制作・発信等にかかる費用は全て受託者が負担すること。

エ 漁業への就業を希望する者の属性（海が好き、釣りが好き）を調査・分析し、検索エンジンにおいて、リスティング広告及びディスプレイ広告を行うこと。

オ 本 WEB サイトは、契約期間である令和 6 年 3 月 29 日まで閲覧可能な状態にすること。

(6) 集客

30 名以上集客すること。

(7) 広報

高知県内を主要エリアとした広報を展開し、本県漁業への興味とフェアへの認知を喚起すること。

ア 独自性とインパクトを備えたキービジュアルを起用し、広報に活用すること。

イ 県内の新聞媒体にて、フェアの効果的な広報を行うこと。

ウ A4 チラシを制作し、県内の高校、専門学校、大学、漁協、釣具店、サーフショップに送付すること。

エ その他、30 名以上を集客するために必要な広報を行うこと。

(8) その他

フェア終了後は就業相談や集客結果を分析し、書面（任意様式）に整理したものをフェア開催日から 30 日以内にセンターに提出すること。

5 県内事業者の面談スキルアップ等の支援

漁業就業フェア等での県内事業者の面談やフェア出展時の装飾等のスキルアップを目的とした効果的な説明会及び個別相談会を以下のとおり開催すること。

(1) 開催の実施時期・回数

ア 令和 5 年 7 月末までに説明会を 1 回開催すること。

イ 開催時間や実施内容については、センターと協議のうえ決定すること。

ウ 説明会終了後は、希望する漁業経営体等に対して個別相談を 1 社 30 分程度実施すること。希望者が多数の場合等は、後日オンラインによる個別相談を実施すること。

(2) 開催会場

ア 会場は高知市内とし、100 名程度収容できる会場とすること。

イ 説明会終了後に、個別相談が実施できるよう会場を設置すること。

ウ 事業者がオンライン参加も可能な体制を整えること。

エ 新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じること。

(3) 講師の選定

面談スキルの向上や就業フェアへの出展にかかるブース装飾等に知見を有し、参加事業者のスキル向上に資する講師を 1 名以上選定すること。

(4) 県内事業者の募集

センターと協議のうえ、漁業経営体等に対し、説明会及び個別相談会への参加募集を行うこと。

(5) その他

- ア 受託者は、説明会及び個別相談会の開催に向けて、事前に講師と実施内容を調整すること。
- イ 説明会及び個別相談会の開催にかかる費用は全て受託者が負担すること。

6 小学生向け漁業紹介動画の制作

小学生に漁業の魅力を発信するための漁業紹介動画を以下のとおり制作すること。

(1) 内容

- ア 本県の漁業の特徴や魅力を伝え、将来、本県漁業への就業を検討するために効果的な内容とすること。
- イ 小学校高学年の児童向けの内容とし、児童が興味を持って視聴できる内容とすること。

(2) 映像の長さ及び制作本数

10分間程度の動画を1本制作すること。

(3) 納期

動画は、10月末までにセンターへ納品すること。

(4) その他

- ア 動画の制作にかかる費用は全て受託者が負担すること。
- イ 動画の制作に必要な取材先への連絡や調整は受託者が行うこと。
- ウ 完成品の納品前にはセンターの確認を受け、修正が必要な場合はセンターの指示に合わせて修正を行うこと。
- エ 完成した動画はDVD（10部）及び電子データで納品すること。電子データは、小学校の授業での利用やYoutubeへの公開に対応したファイル形式で納品することとし、ウイルスチェック等の必要な対策を講じること。

第3 実施体制

以下の点を踏まえ、本事業が円滑に実施できる人員・体制を確保し、責任者を明確にすること。

1 関西での漁業就業フェアの開催

関西での漁業就業フェアを円滑に進めるため、フェアの準備や運営、県内事業者等との連携に必要な人員を確保すること。

2 関西の専門学校等での漁業就業セミナーの開催

関西の専門学校等での漁業就業セミナーを開催するため、セミナーの準備や運営、対象校や県内事業者等との調整や連携に必要な人員を確保すること。

3 一般社団法人高知県 UI ターンサポートセンターと連携した漁業就業セミナー及び相談会の開催

セミナー及び相談会を円滑に実施するため、円滑なオンライン開催や、一般社団法人高知県 UI ターンサポートセンターとの調整や連携、参加者との調整などに必要な人員を確保すること。

4 県内での漁業就業フェアの開催

県内での漁業就業フェアを円滑に進めるため、フェアの準備や運営、県内事業者等との連携に必要な人員を確保すること。

5 県内事業者の面談スキルアップ等の支援

県内事業者の面談スキルアップ等の支援を円滑に実施するため、説明会及び個別相談会の準備や運営に必要な人員を確保すること。

6 小学生向け漁業紹介動画の制作

小学生向け漁業紹介動画の制作のための取材等に必要となる人員を確保すること。

第4 委託期間

委託契約締結の日から令和6年3月29日までとする。

第5 事業計画書

本事業の受託後、1週間以内に業務ごとのスケジュールを記載した事業計画書を提出すること。

第6 業務進捗の月例報告

受託者は、毎月の業務の進捗状況等を翌月の5日までにセンターへ報告すること。

第7 事業実績報告

受託者は、本事業が終了したとき、次の内容を含む業務完了報告書を作成し、センターに提出しなければならない。提出物は紙媒体1部及びデータとする。データはメディア（CD又はDVD）に記録し、各ファイルには内容の分かるファイル名を付与すること。また、ファイル提出前にはウイルスチェックを行うこと。

1 全体業務について

- (1) 委託業務の実施期間
- (2) 実施した業務の一覧

2 関西での漁業就業フェアの開催

- (1) フェアの開催内容を整理したもの
- (2) 出展事業者及び来場者の情報を整理し、一覧にしたもの
- (3) 就業相談の結果の写し及び結果を一覧に整理したもの
- (4) 出展者及び来場者のアンケート結果を一覧に整理したもの
- (5) WEB ページの閲覧数を日別及び月別に整理したもの
- (6) フェアの結果等を分析、整理したもの

3 関西の専門学校等での漁業就業セミナーの開催

- (1) セミナーにかかる内容を整理したもの
- (2) セミナー参加者のアンケート結果を一覧に整理したもの

4 一般社団法人高知県 UI ターンサポートセンターと連携した漁業就業セミナー及び相談会の開催

- (1) セミナー及び相談会の開催内容を整理したもの
- (2) 結果等を分析、整理したもの

5 県内での漁業就業フェアの開催

- (1) フェアの開催内容を整理したもの
- (2) 出展事業者及び来場者の情報を整理し、一覧にしたもの
- (3) 就業相談の結果の写し、及び結果を一覧に整理したもの
- (4) WEB ページの閲覧数を日別及び月別に整理したもの
- (5) 結果等を分析、整理したもの

6 県内事業者の面談のスキルアップ等の支援

- (1) 説明会及び個別相談会の内容を整理したもの
- (2) 参加した漁業経営体等や来場者の情報を整理し、一覧にしたもの
- (3) 説明会及び個別相談会の結果の写し、及び結果を一覧に整理したもの
- (4) 結果等を分析、整理したもの

7 小学生向け漁業紹介動画の制作

- (1) 取材日時や場所、内容等を整理したもの

第8 その他の留意事項

- 1 本業務の実施にあたっては、第1に掲げる事業の主旨に沿い、より効果的な方法を

選択して誠実に実施すること。

- 2 本業務により得られた成果物は原則としてセンターに帰属することとし、その成果物は他社の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- 3 本事業で取り扱う氏名、住所等の個人情報の取扱いについては、個人情報の保護等に関する法律等に基づき適正に行うこと。
- 4 新型コロナウイルス感染症等の影響によって、本仕様書により難い事情が発生した場合には、センターと受託者が協議を行い、本業務の趣旨に沿った効果的な業務へ事業費を充当することとする。
- 5 その他、本仕様書に定めのない事項については、センターと受託者が協議して定めるものとする。